

## 危険物規制事務審査基準の改正概要

### 1 趣旨

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令306号）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）の改正、総務省消防庁から発出された通知や質疑応答等に伴い、危険物規制事務審査基準の一部改正を行うもの。

### 2 改正の概要

#### （1）第2章 第3 完成検査申請及び完成検査前検査申請

令和6年3月18日消防危第60号に基づき、デジタル検出器を用いた放射線透過試験について追記した。

#### （2）第2章 第6 廃止届等

誤字の訂正を行った。

#### （3）第2章 第7 資料提出（軽微変更届出）等

ア 変更許可を要しない軽微な変更工事の範囲について、文言の追記を行った。

イ 令和6年3月18日消防危第48号に基づき、表1－2 具体的な例示（施設別事項）中の移送取扱所の項目の変更及び追加を行った。

#### （4）第2章 第11 予防規程の制定（変更）認可申請

令和6年2月29日消防危第40号に基づき、記載事項として、荷卸し中の固定給油設備等の使用に関すること及び給油業務が行われていないときの係員以外の出入りに関する事を追記した。

#### （5）第3章 第1 製造所等共通

ア 令和6年5月31日消防危第170号に基づき、溝等の上部を車両等が通過する場合、車両等の重量によって変形しない構造とすることを追記した。

イ 令和6年5月31日消防危第170号に基づき、危険物を取り扱う設備の架台等に、危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置の内容を追記した。

ウ 令和7年7月30日消防危第181号に基づき、防火設備・特定防火設備の防火戸に防火シャッターが含まれることを明記した。

エ 電気設備について、文言の修正を行った。

オ 避雷設備について、文言の修正を行った。

(6) 第3章 第2 製造所、一般取扱所の基準

令和7年6月30日消防危第140号に基づき、電気機械器具等を使用する場合の運用について追記した。

(7) 第3章 第3 特殊な一般取扱所の基準

ア 令和7年5月27日消防危第116号に基づき、危険物を用いた蓄電池等を製造する作業を専ら行う一般取扱所の基準に関する事項等を追記した。

イ 公共トラックターミナルにおける一般取扱所について、「公共」を削除したほか、対象の危険物を変更した。

ウ リチウムイオン蓄電池を貯蔵・取扱う一般取扱所について、令和4年4月27日消防危第96号（改正令和6年9月17日消防危第273号）に基づくキュービクル式リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用、令和4年12月26日消防危第295号（改正令和6年3月28日消防危第55号）に基づく車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用及び令和6年12月11日消防危第352号に基づく耐火性収納箱を用いたリチウムイオン蓄電池の荷さばき作業に係る運用を追記した。

(8) 第3章 第4 屋内貯蔵所の基準

ア 施設形態による適用条項の表の修正及び追加を行った。

イ 令和7年5月27日消防危第116号に基づき、架台の構造及び設備において容易に転倒しない構造を有するものについての要件を追記した。

ウ 令和5年12月28日消防危第361号及び令和7年5月27日消防危第116号に基づき蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所において、位置、構造及び設備の基準に係る特例及び消火設備の基準に係る特例に関する事項を追記した。

エ 令和6年3月29日消防危第80号に基づき、屋内貯蔵所において電気機械器具等を使用する場合の運用について追記した。

(9) 第3章 第7 地下タンク貯蔵所の基準

令和6年12月9日消防危第345号に基づき、政令第13条第2項において地下貯蔵タンクとタンク室の内側との間に設ける間隔についての事項を追記した。

(10) 第3章 第9 移動タンク貯蔵所の基準

移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について、引火防止装置や防波板等の記載の重複を修正した。

(11) 第3章 第10 屋外貯蔵所の基準

令和7年7月30日消防危第181号に基づき、蓄電池設備により危険物を貯蔵する屋外貯蔵所の特例の適用要件について追記した。

(12) 第3章 第12 給油取扱所の基準

ア 令和6年2月29日消防危第40号に基づき、ガソリンの詰替え等についての内容を追記した。

イ 建築物の規制について、現行政令に合わせた内容に修正した。

ウ 急速充電設備について、記載箇所を18 電気設備から19 付随設備に変更したほか、令和6年2月29日消防危第40号に基づき基準に関する事項等を追記した。

エ 令和6年2月29日消防危第40号に基づき、付随設備に尿素水溶液供給機の基準に関する事項を追記した。

オ 令和6年2月29日消防危第40号に基づき、物品等の販売等に給油業務が行われていないときの係員以外の出入りに関する事項を追記した。

カ 令和6年9月24日消防危第279号に基づき、顧客に自ら給油させる給油取扱所においての可搬式の制御機器を使用した監視について、固定給油設備や給油空地等の近傍以外の場所から監視をおこなう場合の要件を追記した。

(13) 第3章 第14 移送取扱所の基準

令和7年7月30日消防危第181号に基づき、通報装置について携帯電話保有している場合に消防機関に通報できる電話を設置しているものと取り扱う要件を追記した。

(14) 第3章 第16 消火設備

令和5年12月28日消防危第361号に基づき、蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取扱う屋内貯蔵所に設ける消火設備に係る運用について追記した。

(15) 第3章 第17 警報設備及び避難設備の基準

令和7年7月30日消防危第181号に基づき、警報装置について携帯電話保有している場合に消防機関に報知できる電話を設置しているものと取り扱う要件を追記した。

3 基準施行予定日

令和8年4月1日（仮（決裁後に決定します。））